

道路排水施設における沿道敷地からの
排水の受入れ基準

愛知県建設部道路維持課

平成 18 年 3 月 15 日
(平成 26 年 4 月改正)

第1章 基本方針

1 基準作成の背景

沿道敷地の排水の道路排水施設への放流要望については、その内容も多種・多様であるが、従来、受入れの取扱いについて定めがあったのは、尿尿・雑排水のみであった。

しかし、雨水については近年、各種雨水浸透施設が普及しつつあり、浄化槽の放流水については平成18年2月1日に水質の向上を図る目的で浄化槽法の改正が施行された。

このような背景を踏まえ、今後、雨水、汚水含めた排水の受入れ基準を作成したものである。

なお、受入れは、真にやむを得ない理由により県管理の道路排水施設以外に放流先が確保できない場合に限定し、受け入れた場合も、下水道等が整備された場合は、速やかに放流先を切り替えるものであることは従来と同じである。

2 受入れの基本方針についての検討

(1) 雨水について

沿道の土地利用者からの放流の要望、雨水浸透施設の普及等を踏まえ、今回、受入れの基本方針について検討した。

(2) 尿尿・雑排水について

現行の尿尿・雑排水の排水管の接続基準は、昭和58年度に策定されたもので、当時の浄化槽は、尿尿のみを処理する単独処理浄化槽が主流であり、台所・風呂場等の雑排水は、未処理のまま放流されることにより道路側溝に汚物が堆積し、流水阻害を招くおそれもあった。

よって、受入れは限定的にならざるを得なかったと言える。

しかし、平成13年度施行の浄化槽法の改正により、尿尿・雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の設置が前提となり、排水により流水阻害を招くおそれは、極めて少なくなった。

又、平成18年2月1日施行の同法の改正により、浄化槽の水質基準の創設、適正な浄化槽の維持管理を確保するための都道府県の監督規定の強化が規定された。

これを踏まえて受入れについて見直しを図った。

(3) 水質汚濁防止法の特定事業場からの排水について

環境省令で全ての特定事業場について全公共用水域を対象とした排水基準(一律排水基準)が定められ、基準違反に対しては、直ちに罰則が適用される。また、愛知県では、県内全体を7水域に分け、一律排水基準より厳しい上乘せ排水基準を設けている。特定事業場から排水については、環境行政により、一定の水質は確保されており、これを踏まえて受入れの是非を検討した。

(4) 上記以外の排水について

水質汚濁防止法の適用を受けない事業所等からの排水も上記と同様な視点で検討した。

3 検討結果

(1) 受入れの審査対象とする排水

- ① 雨水
- ② 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条に規定する浄化槽からの放流水
なお、浄化槽法第 4 条の規定に適合しない浄化槽及び単独処理浄化槽からの放流水は受入れの対象としない。
- ③ 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項に規定する特定事業場からの排水
- ④ 上記以外の排水で、道路排水施設の汚損、汚泥等の堆積及び悪臭の発生のおそれがないもの。

(2) 次の各号のすべてに該当する場合にのみ受入れを認めるものとする。

- ① 県が管理する道路排水施設以外に放流先を確保することが困難であること。
ア 申請地が県管理の道路以外の公道又は水路等に接続していない場合
ただし、地形の高低差等の関係で県管理道路以外に排水が不可能な場合又は水路管理者の同意が困難な場合は除く。
イ 独自の排水路を設置することが、既存の流末水路まで相当の延長があり困難である場合
- ② 道路排水施設の流下能力と流入量との関係で、当該道路排水施設の流量に余裕があると認められること。
- ③ 前項の確認の結果、一定規模の雨水浸透施設又は雨水貯留施設(以下「雨水浸透施設等」という。)の設置が必要とされた場合、当該施設の設置が履行されること。
- ④ 道路側溝又は歩道(歩車道境界含む)に埋設されている道路排水管渠(内径 300mm 以上)における受入れであること。
- ⑤ 排水は、道路排水施設の汚損、汚泥等の堆積及び悪臭の発生のおそれがないものであること。
- ⑥ 排水の形態は道路排水施設に接続する排水管によるものであること。
ただし雨水については、土砂等の流出及び通行の支障のおそれがなくかつ事情やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(3) 理由

- ① 道路排水施設の本来の目的は路面の排水処理である。しかしこの目的を損ねない範囲であれば、沿道からの排水の受入れもやむを得ないものと判断される。
- ② 透水トレンチなどの雨水浸透施設が普及しつつあり、道路排水施設の流下能力に応じた抑制が期待できるようになった。
(参考:市町村によっては、施設設置費の補助をしている。)
- ③ 平成 18 年 1 月 1 日から施行された「特定都市河川浸水被害対策法」の施行により、新川流域における 500 m²以上の雨水浸透阻害行為に対し、流出抑制が義務付けられ、ケースによっては、道路排水施設への流入も抑制されることになった。
- ④ 浄化槽法、水質汚濁防止法の適用を受ける排水の水質については、一定の基準の遵守が法的に義務付けられ、環境行政の指導・監督の下にあること。

4 参考（排水の形態の整理）

建築物の推移	排水の種類	処理施設 (新設前提)	備考
A 住宅・マーケット等	尿尿・雑排水	浄化槽	BOD が浄化槽法で 20mg/L 以下
	雨水	無処理	
B 工場、飲食店(大規模)等 (水濁法の特定施設あり)	工場排水	各種処理施設	排水口※において BOD が水濁法で 160mg/L 以下 ただし、水濁法の届出の排出量に雨水分は含まない。
	冷却水	無処理	
	尿尿・雑排水	浄化槽	
	雨水	無処理	

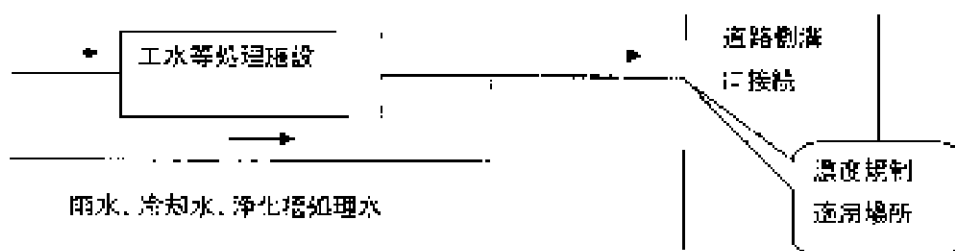
① 浄化槽の定義（浄化槽法第2条第1号）

便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を処理し、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道（以下「終末処理下水道」という。）以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律百三十七号）第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

なお、浄化槽法の改正（H13年4月1日施行）により生活排水は、雑排水も含め、浄化槽（合併処理浄化槽）で全て処理されることが前提となり、浄化槽の定義から単独浄化槽を削除し、合併処理浄化槽のみを浄化槽と定義された。

② 水質汚濁防止法の濃度の規定

水濁法の規定する特定施設を有する工場、事業所から排出される無処理の排水（雨水等）も併せて水濁法の規制対象となる。（例えば下図において全ての排水が合流後に排出した場合は、この排出口が濃度規制適用場所となる。）



第2章 受入れ可能な流入量の算定と抑制対策

(1) 基本方針

流入量※が道路排水施設の流下能力を超える場合は、抑制対策を講じる。

※道路排水施設が受入れる水量 以下同じ

(2) 流入量

① 申請地※が市街化区域又はDID地区にある場合

道路区域からの流入量＋沿道敷地からの流入量

※道路排水施設を排出先とする沿道敷地 以下同じ

② 申請地が上記以外の区域（以下「その他区域」）にある場合

申請地からの流入量※＋道路区域からの流入量＋（地形的に想定される集水区域※）

※雨水以外の排水（浄化槽からの放流水等）も含む。以下同じ

※山間部における法面（道路区域外）など。以下同じ

(3) 抑制対策

① 申請地からの流入量を流下能力以内に抑制する。

ア 雨水浸透施設、雨水貯留施設（低床花壇等含む）の設置

イ 地表面の形態の変更（舗装→芝など）

② 上記の対策を行った場合も流下能力を超過している場合

道路側溝（現状）への排水は不可となる。

【この場合の対策】

ア 独自の排水施設を民地内で設置

イ 道路側溝の改修（承認工事）

【説明】

1 審査対象となるケース

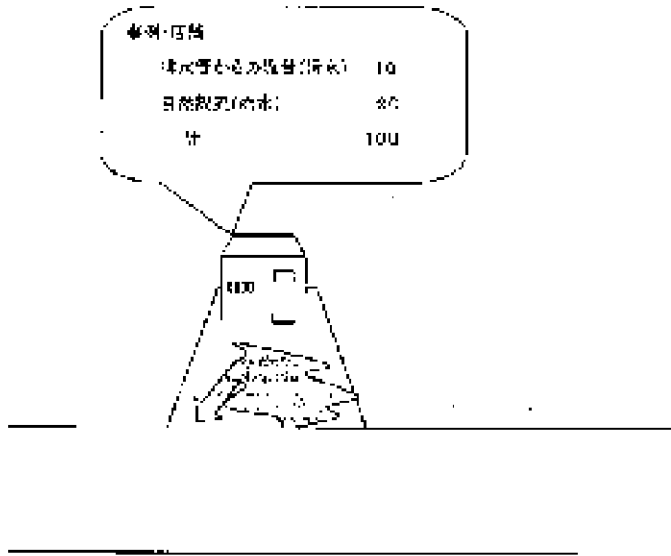
(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条（こ規定する道路管理者以外の者の行う工事（以下「承認工事」という。）又は同法第32条に規定する道路占川許可に基づく工事（以下「占用に関する工事」という。）により道路排水施設に排水管を接続して排水をおこなう場合

なお、敷地からの排水のうち雨水が自然放流であっても、汚水を排水管の接続により排水する場合は、雨水も含めた排水が審査対象となる。

(2) 承認工事により道路の法面を路面高まで盛土し、当該造成地の排水先を道路排水施設（盛土工事に伴い設置された側溝を含む）とする場合。

(3) 承認工事又は占用に関する工事が伴わない場合であっても、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第1項の規定等に基づき排水先の公共施設管理者の同意を求められた場合。

全体(100)が審査対象となる。



2 市街化区域及びD | D 地区

(1) 流入量について

市街化区域及びD | D 地区は、既に沿道の開削がすすんでいたり、今後、すすむことが予想される区域である。

よって、申請地が市街化区域又はD | D 地区にある場合の流入量は、道路区域及び沿道敷地からの流入を前提として算定する。

① 沿道敷地の流出係数は用途地域ごとの建坪率に応じて定めるものとする。

建坪率	計算式(流出係数 建物 0.9 庭 0.2 間地 0.3)	流出係数
60%	$(60 \times \text{建物 } 0.9) + (40 \times \text{庭 } 0.2) = 62$ $62 \div 100 = 0.62 \approx 0.6$	0.6
80%	$(80 \times \text{建物 } 0.9) + (20 \times \text{間地 } 0.3) = 78$ $78 \div 100 = 0.78 \approx 0.8$	0.8

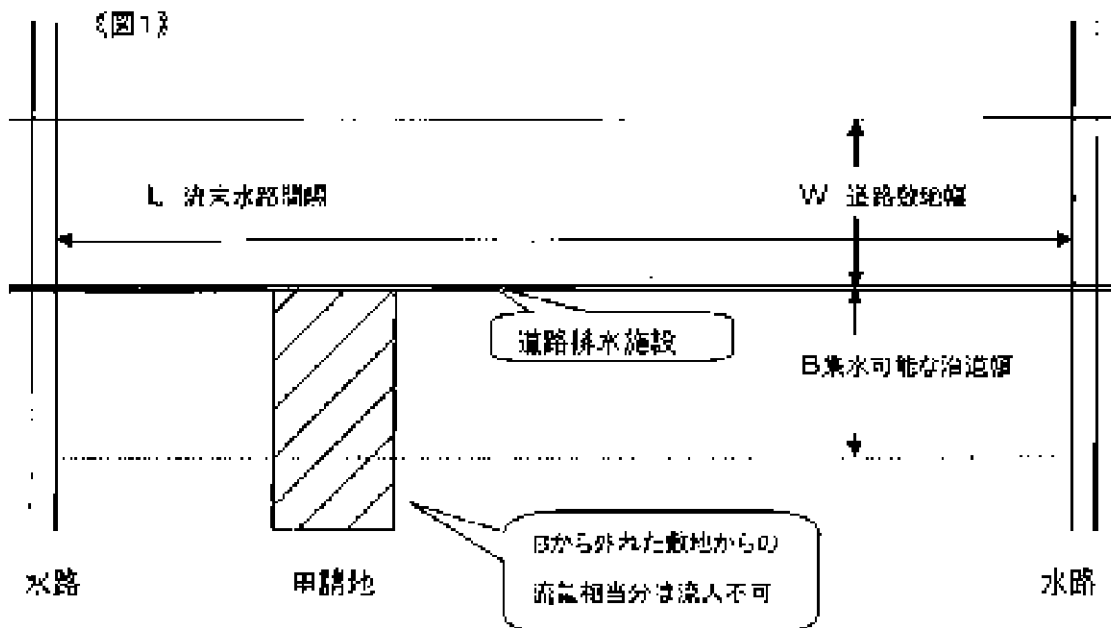
なお、市街化区域外のD | D 地区の流出係数は0.6とする。

② 沿道敷地の幅

道路施設の下記の条件に応じて算定される集水可能な沿道敷地幅(B)とする。

- ・側溝の規格(例 PU300×300) ・道路敷地幅(m) ・流路勾配(%)
- ・流末水路間隔(m) ・沿道敷地の流出係数

(なお、新設道路などで道路排水施設の設計の前提とされた集水区域が明確な場合は、当該集水区域の幅を沿道敷地の幅とする。)



Bは、次のとおり定められる。

Q の関係が成り立つ幅

※通常、道路の半断面の雨水は片側の排水施設に流入

$$Q = 1/3,600,000 \times 0.9 (\text{路面の流出係数}) \times 100 (\text{mm/h}) \times w/2 \times L$$

$$+ 1/3,600,000 \times \text{沿道敷地の流出係数} \times 100 (\text{mm/h}) \times B \times L$$

両辺を整理すると

$$B = [(3,600,000 \times Q) - (90 \times w/2 \times L)] \div (\text{沿道敷地の流出係数} \times 100 \times L)$$

◇注意

- ア 申請地の流出係数=沿道敷地の流出係数
- イ 申請地の奥行 B 以内の敷地は、沿道敷地に含まれる。
- ウ B(m)は小数2桁を四捨五入

なお、流末水路間隔にその他区域(市街化調整区域等)が含まれている場合の取扱いについては、《留意事項》を参照こと。

◇算定式等

ア 流入量 合理式による(降雨強度 100mm/h)

イ 道路排水施設の流下能力

・マンニングの式により算定する。

(管渠の通水断面、径深は道路土工排水工指針等で確認のこと)

・断面積、潤辺を7割水深で算出する。(管渠の場合も同様)

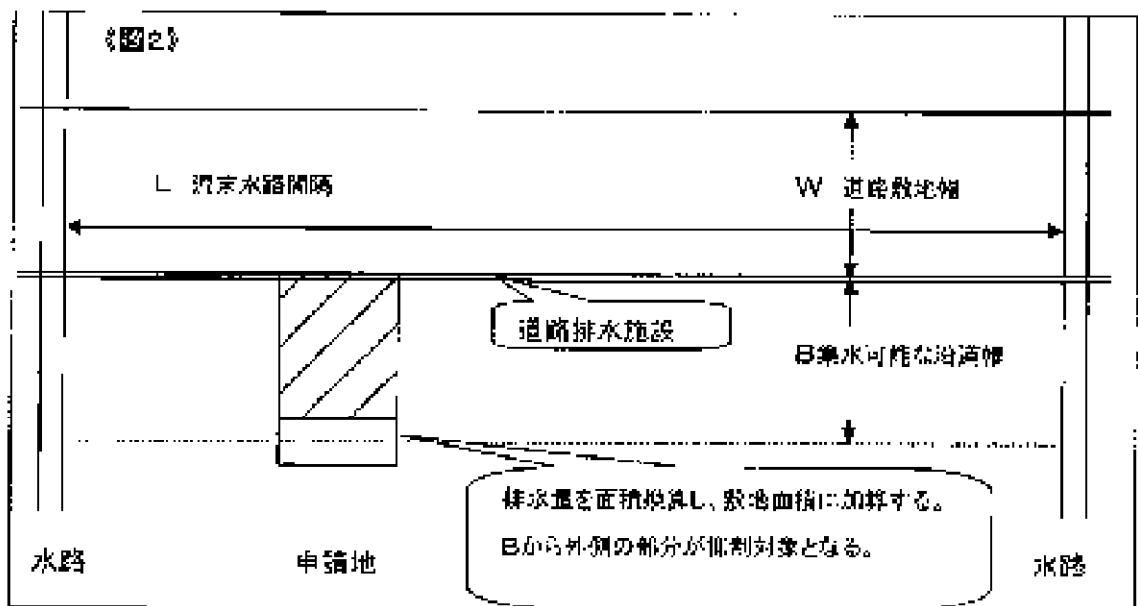
(土砂等の障害を考慮し、30%の余裕をみる。)

ウ 路面の流出係数 0.9

③ 雨水以外の排水の取扱い

浄化槽からの放流水又は特定事業場等からの排水(雨水以外)については、流入量を面積換算のうえ、申請地に加算する。

流入量(m³/s) = 1/3, 600, 000 × 沿道敷地の流出係数 × 100 × 面積(m²) によって



(2) 道路排水施設の流下能力

前記により算定する。

(3) 流出抑制量の計算

Bから外れた敷地からの流量相当分は、流入ができないので、申請地全体で流出抑制の対策を講じる。

(図1において沿道敷地の流出係数=0.6 B=13m 申請地の奥行=19m、間口10mとした場合)

対策量=1/3, 600, 000 × 0.6 × 100 × 10m × (19m - 13m) = 0.00100m³/s

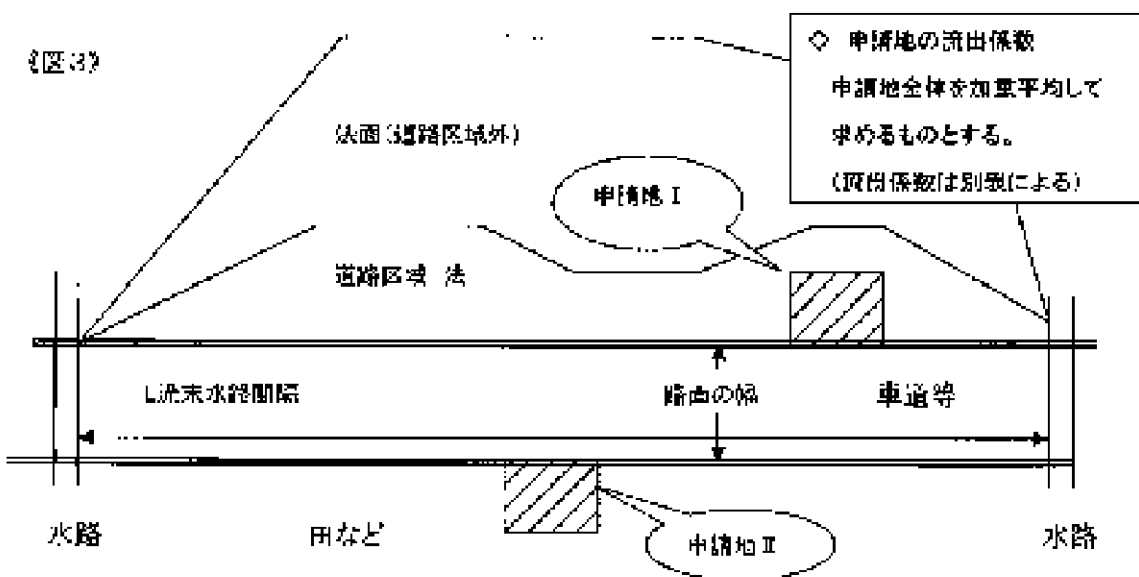
3 その他区域

(1) 流入量について

市街化区域又は DID 地区以外の区域は、原則、開発が抑制されている区域であり、流入量は道路区域及び申請地からの流入を前提として算定する。

(山間部における法面など地形的に集水が想定される区域は、流入量に加算する。)

なお、流末水路間隔に市街化区域又は DID 地区が含まれている場合の取扱いについては、《留意事項》を参照こと。



(2) 流入量と道路排水施設の流下能力の比較の計算例 (申請地 I)

算定式は前述のとおり。(水量については小数 6 桁を四捨五入)

- ① 申請地からの雨水流入量 $0.0100\text{m}^3/\text{s}$ (前提: 面積 400m^2 流出係数 0.9)
- ② 浄化槽の放流水 (前提: 合併処理浄化槽 180 人槽: 日平均汚水量 36m^3 流量調整機能付)
 浄化槽からの流入量 $0.00042\text{m}^3/\text{s}$ ($36\text{m}^3 / (24\text{h} \times 60 \times 60)$)
- ③ 路区域からの雨水流入量 $0.04033\text{m}^3/\text{s}$
 - ア 路面 $0.02200\text{m}^3/\text{s}$ (前提: 路面の面積 $\div 2 = 880\text{m}^2$ 流出係数 0.9)
 - イ 法面 $0.01833\text{m}^3/\text{s}$ (前提: 開発前の法の面積 $1,500\text{m}^2$
 開発後の法の面積は $1,500\text{m}^2 - 400\text{m}^2 = 1,100\text{m}^2$ 流出係数 0.6)
- ④ 地形的に想定される集水区域からの雨水流入量 $0.02778\text{m}^3/\text{s}$
 (前提 面積 $2,000\text{m}^2$ 流出係数 0.5)
- ⑤ 流入量 (①+②+③+④) = $0.07853\text{m}^3/\text{s}$ ※申請地 II では、③-イ及び①の流入量はなし。
- ⑥ 側溝の流下能力
 $0.08170\text{m}^3/\text{s}$ (前提: $H=0.3\text{m}$ $B=0.3\text{m}$ 粗度係数 0.013 勾配 0.3%)
 $\times 0.7$ (7 割水深で算出) = $0.05719\text{m}^3/\text{s}$
 対策量は、 $0.07853\text{m}^3/\text{s} - 0.05719\text{m}^3/\text{s} = 0.02134\text{m}^3/\text{s}$

地表面の種類	流出係数	屋根	0.9
路面舗装	0.9	間地	0.3
砂利道	0.6	芝、樹木の多い公園	0.2
路肩・法面(細粒土・粗粒土)	0.6	勾配の緩い山地	0.3
〃(硬岩・軟岩)	0.8	勾配の急な山地	0.5

4 雨水浸透施設の設置

(1) 標準的な浸透施設としては、次のような施設があり、土地利用形態に応じて導入施設を設置するものとする。(「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施行技術指針」(新川・境川(逢妻川)・猿渡川流域編)平成25年4月愛知県建設部河川課編 参照)

・浸透枡 ・浸透トレンチ ・浸透性舗装 ・浸透側溝 ・その他の浸透施設

(2) 雨水浸透設計

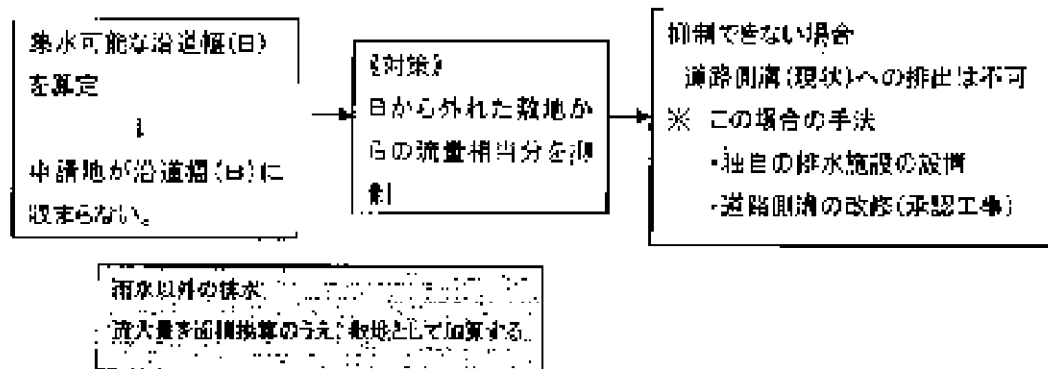
- ① 対策量に応じた規格、設置数量とする。
- ② 設計にあたっては、「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施行技術指針」(新川・境川(逢妻川)・猿渡川流域編)平成25年4月愛知県建設部河川課編を参照のこと
- ③ 計算例→附属資料参照

雨水浸透施設の設計における飽和透水係数について

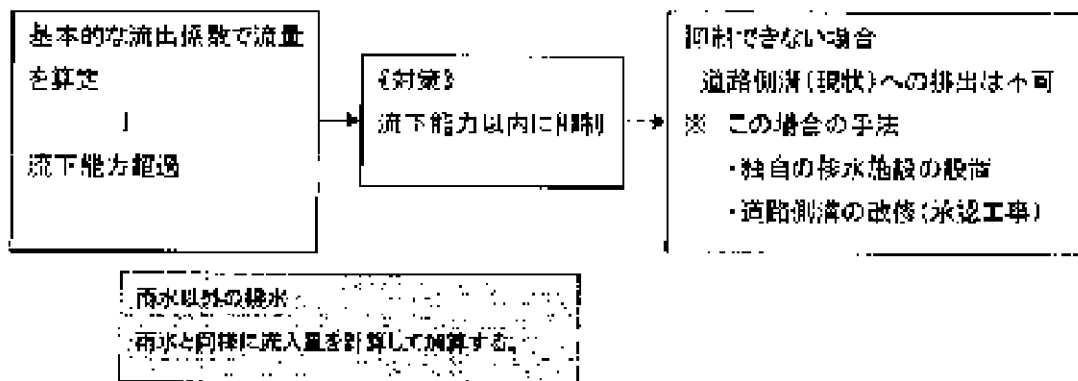
飽和透水係数は、申請者において現地透水試験に基づき算出する。ただし、現地透水試験を実施しない場合は、 $[5.0 \times 10^{-3}(\text{cm/s})]$ を標準とする。

5 まとめ

〔市街化区域及び DID 地区〕



〔その他区域〕



《留意事項》

(1) 同一流末水路間隔において市街化区域(又は DID 地区)とその他区域が含まれる場合

① 申請地Ⅰ(市街化区域又は DID 地区)

同一流末水路間隔内に含まれる市街化区域又は DID 地区の流出係数をもって同一流末水路間隔においては一律な沿道幅(B)を設定する。

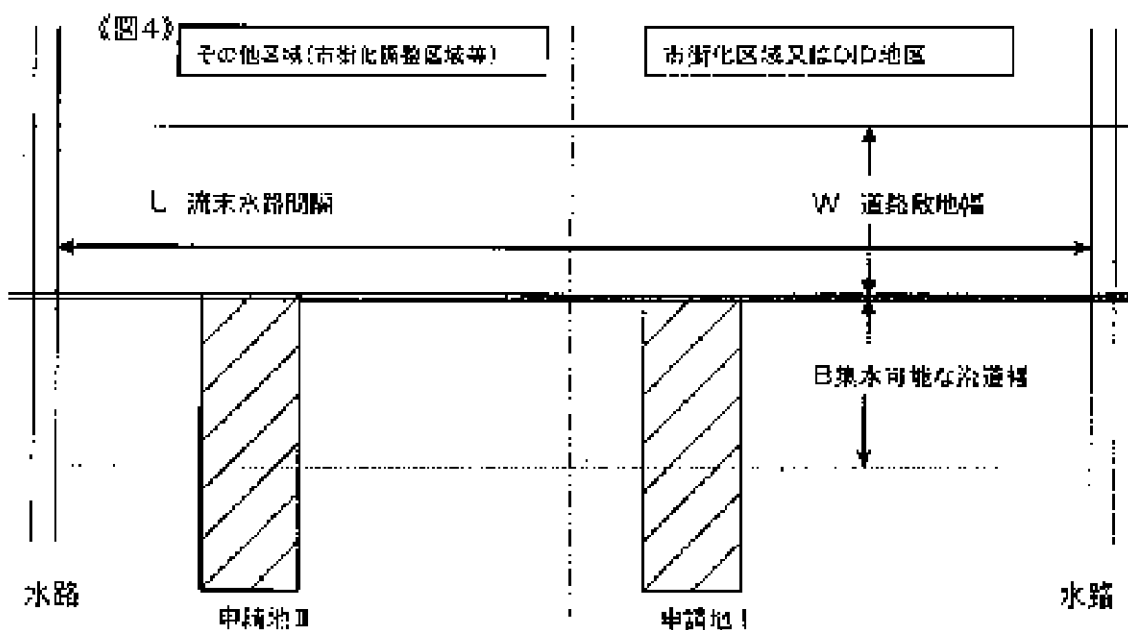
なお、市街化区域内の用途地域ごとの流出係数が同一流末水路間隔において異なる場合は、流出係数が大きい値を採用して沿道幅(B)を求める。

(DID 地区の流出係数と市街化区域の流出係数が異なる場合も同様)

② 申請地Ⅱ(その他区域)

申請地Ⅰと扱いを同じにする。

よって、申請地がその他区域内にある場合も、同一流末水路間隔に市街化区域又は DID 地区が含まれる場合は、上記と同じ沿道幅(B)を設定する。

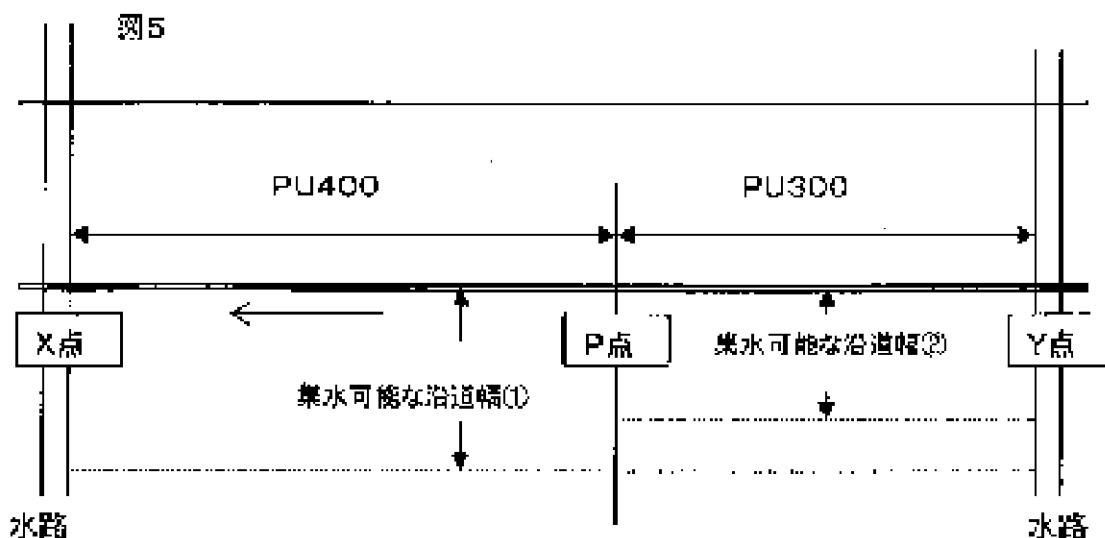


(2) 同一流末水路間隔において側溝断面に変化がある場合

図5のようにP点で側溝の能力が変化している場合におけるP-Y間での申請についてX-Y間の集水可能幅とP-Y間の集水可能幅とを比較して狭い方を採用する。

なお、各集水可能幅を算出する際において

- ① X-Y間は、側溝の勾配はX-Y間の平均勾配、側溝断面はPC400を採用する。
- ② P-Y間は、側溝の勾配はP-Y間の平均勾配、側溝断面はPC300を採用する。



(3) 雨水以外の排水の取扱いについて

① 流入量の算定

ア 浄化槽からの放流水については日平均汚水量（日処理量）から算定する。

$$\text{流入量 (m}^3/\text{s)} = \text{日平均汚水量} / (24\text{h} \times 60 \times 60)$$

なお、流量調整機能が備わっていない浄化槽においては、ピーク時の変動を考慮して、上記の計算式で得られた値の2倍の水量を流入量(m³/s)とする。

イ 水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水については、同法に基づく届出等から流入量を算定する。

② 市街化区域及びDID地区においては流入量(m³/s)を面積(S)換算のうえ、申請地の奥行に加算する。(奥行+α)

$$S(\text{m}^2) = \text{流入量 (m}^3/\text{s)} \times 3,600,000 \div \text{沿道敷地の流出係数} \div 100$$

[例] 申請地1において浄化槽の放流水がある場合

(前提：合併処理浄化槽180人槽：日平均汚水量36m³流量調整機能付)

沿道敷地の流出係数0.6 奥行11.5m 間口7.6m 集水可能な沿道幅12.7m)

浄化槽からの流入量 0.00042m³/s (36m³ / (24h × 60 × 60)) (小数6桁四捨五入)

ア αの算定

$$0.00042 \times 3,600,000 \div 0.6 \div 100 = 25.2 \text{ m}^2 \text{ (小数2桁四捨五入)}$$

$$25.2 \text{ m}^2 \div 7.6\text{m} = \underline{\underline{3.3\text{m}}} \text{ (小数2桁四捨五入)}$$

イ 対策量の算定

申請地の奥行 (11.5m) + 浄化槽からの放流水相当 (3.3m) = 14.8m

ここで集水可能な沿道幅は12.7mであるので、14.8m - 12.7m = 2.1mが集水可能な沿道幅から外れている。

$$\text{対策量} = 1/3,600,000 \times 0.6 \times 100 \times 7.6\text{m} \times 2.1\text{m} = 0.00027\text{m}^3/\text{s}$$

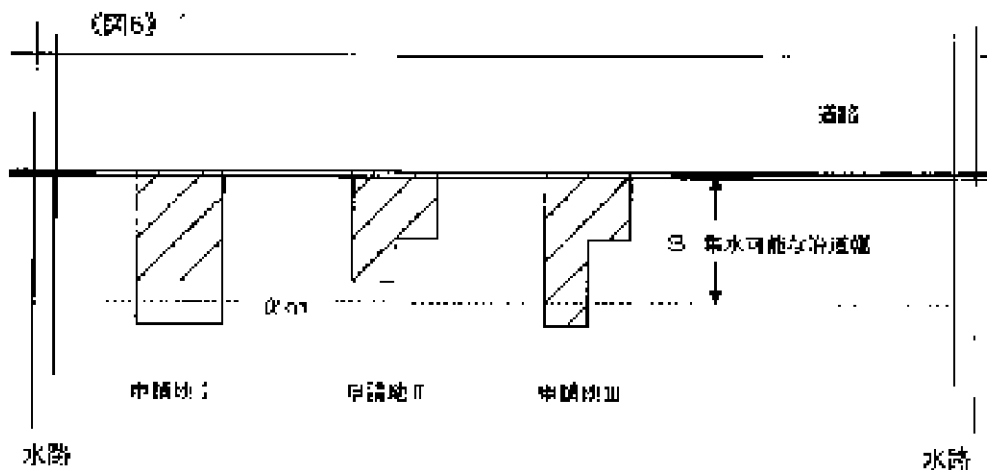
(小数6桁四捨五入)

なお、申請地が方型でない場合(申請地Ⅱ)は、方形に修正(面積※1÷奥行※2)のうえ、基準となる間隔※3を加算する。ただし、雨水のみで既に集水可能な沿道幅(B)から外れている場合(申請地Ⅲ)は、修正を行う必要はない。(単純にBから外れた部分の雨水及び浄化槽からの放流水相当量が対策量となる。)

※ (少数2桁四捨五入)

※ 最長部分の奥行延長 (少数2桁四捨五入)

※ (少数2桁四捨五入)



第3章 事務処理における留意事項

1 誓約書について

- (1) 道路管理者は排水を排出する者の誓約書を永年保存する。
- (2) 排水管の占川主体が市町村の場合も、排水を排出する者の誓約書の添付を原則とする。

2 排水同意について

従来どおり、区長又は町内会長、用水管理者の同意を必要とする。

- ① 排水は地域の共通問題であり、情報の共有化のためにも区長等の排水同意は必要である。
- ② 用水管理者は、雨水の流入も認めない場合もあり、管理者の同意は必要である。

3 台帳等の整備について

道路管理者は排水を排出する者の誓約書とリンクした台帳を作成し、必要事項の確認の円滑化に努めるものとする。

(台帳の標準様式については、附属資料参照)

また、集水可能な沿道幅(B)などの道路排水施設に係る情報の整理をすすめ、許認可事務の円滑化を図るものとする。

4 道路占用許可の対象となる排水管の占用料について

本通知により道路占用が認められる基本的な形態は、道路に縦断的に設置された県管理の道路排水施設への接続(歩道の横断管)であり、この形態の管は、通行、構造への影響は小さいことから減免(無料)とする。

なお、歩道を縦断して県管理の道路排水施設に接続する形態は、減免対象としない。

5 市町村との連携

道路排水施設において沿道敷地からの排水を受け入れることにより、当該道路排水施設が下水道施設の役割も兼ねることになる。

よって、道路排水施設の適正な維持管理のために道路管理者は市町村と積極的に連携するものとする。

- (1) 道路排水施設が地域の下水機能も兼ねることから地域の排水事業の主体である市町村の理解が得られる範囲で清掃等の協力を求めるものとする。

また、同様な趣旨において道路占用許可対象となる排水管の占用主体は市町村を原則としている。

- (2) 道路排水施設での受入れが不可能な場合などは、地域の排水処理のために市町村が道路排水施設の改修や独自の排水施設を設置も道路占用も想定)することが考えられる。

- (3) 開発地内の道路が市町村道であるかを問わず、受入れの考え方は、前述と同様である。しかし、都市計画法の開発許可の場合、同法第39条に基づき開発区域内の道路は市町村に帰属することが原則となっている。

県の管理する道路排水施設に流入する水量、水質を担保するためにも開発区域内の道路は市町村道であることが適当である。

道路排水施設の管理に関する覚書（案）

道路管理者愛知県（以下「甲」という。）と 市（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 道路排水施設が、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する下水を排除する機能を兼ねることを踏まえ、甲及び乙が管理範囲について定め、適正な維持・管理をおこなうものとする。

（対象施設）

第2条 この覚書の対象となる道路排水施設は、県道 線の内、別図に示す区間とする。

（対象施設の管理）

第3条 道路側溝の内空管理は、乙が行う。

2 側溝の内空を除き、維持、修繕等全ての管理は、甲が行う。

（その他）

第4条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、覚書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

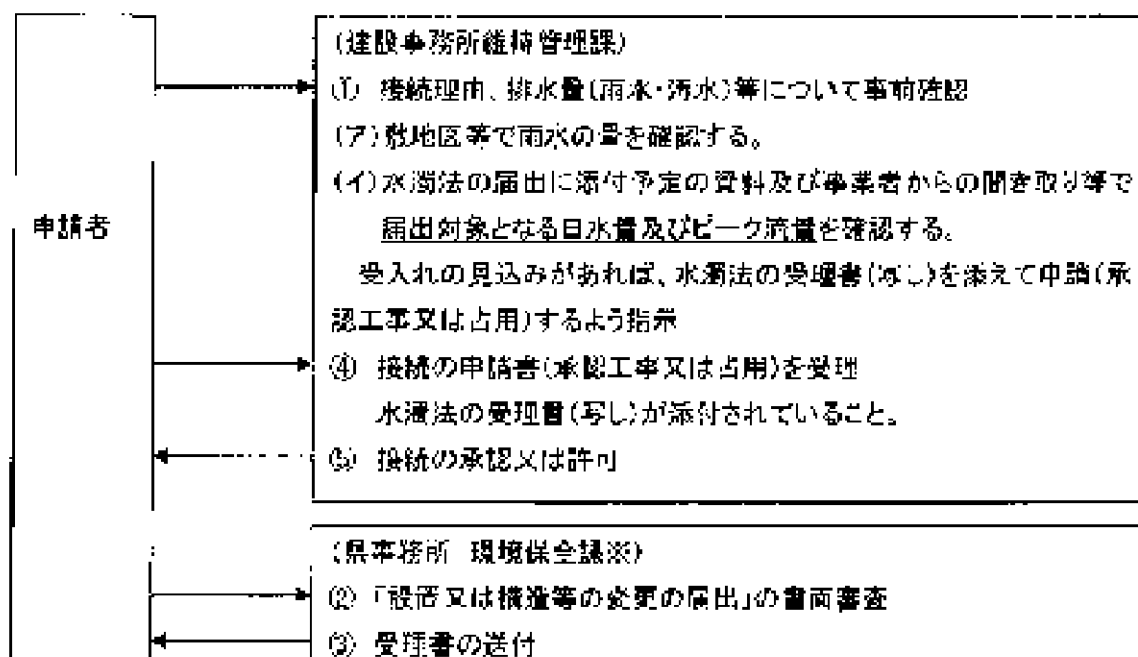
甲 道路管理者 愛知県
代表者 愛知県知事

乙 市
市長

6 特定事業場からの排水について

水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水を受入れる場合は、同法第5条の届出の受理書の写しを確認する。

《特定事業所からの排水に対する基本フロー》



※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市は各市

なお、水質汚濁防止法又は浄化槽法の適用がない施設については、環境行政は指導・監督の権限を有さない。

道路管理者において汚損等のおそれの有無を把握することとなる。

7 浄化槽の規格について

浄化槽の規格、能力等について不明な点がある場合は、県の建築住宅課又は市町村の建築部局に確認すること。

8 新川流域等の扱いについて

特定都市河川浸水被害対策法（以下「新川新法」）に基づく雨水浸透阻害行為の流出抑制と、道路排水施設における沿道敷地からの排水の受入れの是非は別問題であり、新川新法の対策が講じられた場合も、扱いは同じである。

なお、流出係数、飽和透水係数などにおいて新川新法に基づく技術指針（「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設・施行技術指針」（新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編）平成 25 年 4 月愛知県建設部河川課編 参照）と差違があるが、新川流域等においても本基準に準拠するものとする。

（参考）雨水浸透阻害行為は、上記技術指針で次のとおり規定されている。

<p>雨水浸透阻害行為の許可を要する行為は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして次に掲げる行為のうち、500 m²以上のものをいう。</p> <p>（1）宅地等にするために行う土地の形質の変更</p> <p>（2）土地の舗装（コンクリート等の不透透性の材料で土地を覆うことをいい、（1）に該当するものを除く。</p> <p>なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）</p> <p>（3）（1）及び（2）のほか、土地からの流出雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を増加させるおそれのある次の行為</p> <p>① ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を拂除するための排水施設を伴うものに 限る。）を新設し、又は増設する行為</p> <p>② ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められて いる土地で行われる行為を除く。）</p>
--

※ 都市計画法の開発行為許可が建築物の建築を前提としているが、雨水浸透阻害行為は、この前提はない。

第4章 検討資料

1 雨水の受入れ

- (1) 沿道敷地の雨水は、一定の条件のもとで道路排水施設において受入れできるものとする。
- (2) 官民界側に設置されている道路側溝の他、歩道(歩車道境界含む)に埋設されている排水管渠への接続も認める。

(1) 受入れの検討

① 現行の取り扱い

明文化した基準はないが、道路管理者の承認を求められた場合、雨水の道路排水施設での受け入れは、溢水防止を理由に基本的に認めていなかった。

② 作成の経緯

道路排水施設以外に放流先のない沿道土地利用者から、接続要望が多い。

③ 背景

ア 道路排水施設は、道路区域外にある程度の雨水も含めて処理できる流下能力が備わっていることも多い。

イ 現在、透水トレンチなどの雨水流出抑制施設の設置が普及しつつある。

(参考:刈谷市などは、各家庭が雨水流出抑制施設を設置する場合は、補助金を出している。)

ウ 平成18年1月1日からは「新川新法」の施行により、新川流域における500㎡以上の雨水浸透阻害行為に対し、流出抑制が義務づけられた。

④ 結果

基本的には、**道路排水施設の流量に余裕があれば**、道路管理者として受入れは、やむを得ないものと考えられる。

(2) 埋設管への接続

街路事業等により整備された道路排水施設は、歩道等に埋設される形態が多い。

よって、道路側溝の形態による不公平を生じさせないために、歩道等(歩車道境界含む)に埋設されている排水管渠(内径300mm以上)への接続を認めるものとする。

なお、接続にあたっては、道路法第32条の占用許可の手續が必要となるが、接続管の適正な維持・管理を担保するためにも、占用主体は、市町村を原則とする。

2 浄化槽からの放流水の受入れ

- (1) 浄化槽からの放流水は、一定の条件のもとで道路排水施設において受け入れできるものとする。
- (2) 官民界側に設置されている道路側溝の他、歩道(歩車道境界含む)に埋設されている排水管渠への接続も認める。

(1) 受入れの検討

単独処理浄化槽では、尿尿のみが、浄化槽で処理され、台所、風呂等の雑排水は、未処理のまま直接、道路排水施設に放流され、側溝に汚物が堆積する懸念がある。

しかし、雑排水も含めて合併処理浄化槽で適正に処理されることにより、水質が向上し、道路側溝に汚物が堆積する心配はなくなった。(法的整備は下記①②のとおり)

よって、**道路排水施設の流量に余裕があれば**、受入れはやむを得ないと考えられる。

- ① 浄化槽法の改正(III3年4月1日施行)により生活排水は、雑排水も含め、浄化槽(合併処理浄化槽)で全て処理されることが前提となり、浄化槽の定義から**単独浄化槽**を削除し、**合併処理浄化槽のみを浄化槽と定義した**。これにより浄化槽の新設時においては、合併処理浄化槽の設置が原則として義務づけられた。

また、雑排水の未処理での放流を禁止するため、何人も浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽を尿尿のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならないものとなった。

- ② 平成17年9月26日公布(平成18年2月1日施行)の法改正により、主に下記の点が追加された。

ア 浄化槽からの放流水に係る水質基準の創設

浄化槽からの放流水の水質を担保するため、環境大臣は、浄化槽からの放流水の水質について技術上の基準を定めることとし、当該基準として、BODが20mg/L以下(11平均値)であること及びBOD除去率が90%以上であることとした。

イ 浄化槽の水質に関する検査についての勧告及び命令等

浄化槽設置後の水質検査及び定期検査の受検率を向上させ、適正な維持管理を徹底するため、都道府県知事は当該検査を受けることを確保するために必要な指導必要な指導及び助言をすることができる。

(2) 埋設管への接続

街路事業等により整備された道路排水施設は、歩道等に埋設される形態が多い。

このため、沿道からの汚水排水は、公共下水道が供用されない限り不可能となり、開渠の道路側溝のある沿道との不公平感が生じている。

よって、歩道等(歩車道境界含む)に埋設されている排水管渠(内径300mm以上)への接続を認めるものとする。

なお、接続にあたっては、道路法第32条の占用許可の手続きが必要となるが、接続管の適正な維持・管理を担保するためにも、占用主体は、市町村を原則とする。

ただし、市町村が占用主体とならない場合は、市町村以外の者の占用を認める。

(3) 参考

① 放流水の水質の比較

単独処理浄化槽は、尿尿のみを処理対象としていたが、合併処理浄化槽は、雑排水も処理対象となり、結果、1人1日当たりのBOD放流量は、格段に少なくなった。(合併処理浄化槽の処理性能が20mg/Lの場合、約1/8となった。機能上の水質は、公共下水道の処理場から公共用水域等に放流されるものと同様である。)

BOD量 = 日間平均値 1人日当たり

処理前	単独処理浄化槽処理後 除去率 65% BOD90mg/L	合併処理浄化槽処理後 除去率 90% BOD20mg/L	合併処理浄化槽処理後 除去率 95% BOD10mg/L
便水 13g	5g	1.3g	0.65g
生活雑排水 27g	27g (無処理放流)	2.7g	1.35g
計	32g	4g	2g

※ 構造的に機能は向上しても、浄化槽の維持管理を怠ると水質悪化のおそれが生じる。

愛知県においては法定検査(年1回)の受験率は10%未満、保守点検・清掃の履行は60~70%と低率であるが、前述の法改正を契機に維持管理の向上を期待したい。

なお、国土交通省都市・地域整備局下水道部の資料では、合併処理浄化槽の83%がBOD20mg/L以下を達成しているとしている。

② 浄化槽の放流量

食事や入浴時など流入水の増加が激しい時間帯は、浄化槽からの放流量も増加する。

なお、「都市計画法開発許可の実務の手引き(愛知県建設部建築指導課監修)」において家庭汚水量を次のとおり規定している。(県基準 6-(1)計画汚水量)

1人1日平均汚水量 200リットル

1人1日最大汚水量 300リットル

時間最大汚水量(1日に換算) 450リットル(最大汚水量の1.5倍、平均汚水量の2.25倍)

よって、浄化槽からの放流水の流入量は、日平均汚水量(m³/s)を**2倍**(1.5倍と2.25倍のほぼ中間値)した値とする。

ただし、流量調整機能を備えた浄化槽の場合は、日平均汚水量(m³/s)とする。

③ 浄化槽の処理性能及び処理対象人員について

(浄化槽の構造基準「建設省告示第 1292 号」)から抜粋

構造基準			処理性能 (mg/L)				処理対象人員
告示区分	処理方式等		BOD	COD	T-N	T-P	
第 1	四	分難接触曝気	20				5~50
	五	嫌気ろ床接触曝気					
	六	脱窒ろ床接触曝気	20		20		
第 7	一	第 6+接触曝気・砂ろ過	10	15			101~
	二	第 6+凝集分離					51~
第 8	一	第 6+接触曝気・活性炭吸収	10	10			101~
	二	第 6+凝集分離・活性炭吸収					51~
第 9	一	硝化液循環活性汚泥	10	15	20	1	51~
	二	第 6+三次処理脱窒・脱りん					
第 10	一	硝化液循環活性汚泥	10	15	15	1	51~
	二	第 6+三次処理脱窒・脱りん					
第 11	一	硝化液循環活性汚泥	10	15	10	1	51~
	二	第 6+三次処理脱窒・脱りん					

注 T-Nは窒 T-Pはリン

なお、浄化槽のコンパクト化、高性能化を図るために、各浄化槽メーカーは、この表の告示区分に該当しない浄化槽を次々に開発し、個々に国土交通大臣の認可を得ており、現在これらの機種が主流(全体の 8 割以上)となっている。(愛知県浄化槽協会より)

④ 浄化槽の規模の上限設置について

	メリット	デメリット	判断
上限設定有	沿道の開発に一定の歯止めできる。	道路管理者が一線を引く根拠が希薄	上限設定なしとする。 ・浄化槽の水質確保のための法的な整備(18年2月1日施行)を契機に、一律な上限設定は行わない。
上限設定無	抑制の考え方が明瞭である。(量が基本)	沿道の開発の抑止はできない。	

【参考】県内の他の道路管理者の状況

中部地方整備局 名古屋国道事務所	浄化槽の規模の上限なし。 雨水と併せて流下能力のチェックにより放流の是非を判断
市町村の状況	浄化槽の規模の上限なし。 (側溝の流下能力に応じた規制はとくにない。)

※ なお、他県においては合併処理浄化槽の処理人数に上限（主に10人槽）を設けている場合も多い。

⑤ 水質汚濁防止法の特定施設等について

ア 下記の浄化槽は、水質汚濁防止法に基づき特定施設、指定地域特定施設に位置付けられており、対応方針については、次項に拠るものとする。

- (ア) 特定施設 処理対象人員が501人以上のもの
- (イ) 指定地域特定施設 処理対象人員が201人～500人以下のもの
※指定地域(天竜川流域渥美半島の太平洋側を除く県内全域)

イ 留意点

マンション等の共同住宅の浄化槽も、上記の適用を受ける。

3 水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水の受け入れ

- (1) 水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水は、一定の条件のもとで道路排水施設において受け入れできるものとする。
※特定事業場とは特定施設(指定地域特定施設含む)を設置する事業場で、公共用水域(河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(公共下水道等を除く。))に水を排出する事業場
- (2) 官民界側に設置されている道路側溝の他、歩道(歩車道境界含む)に埋設されている排水管渠への接続も認める。

(1) 受入れの検討

- ① 現行の取り扱い
明文化した基準はないが、特定事業場からの受入れは、認めていない。
- ② 経緯
雨水・合併処理浄化槽の処理水のように放流要望が多いわけではない。
しかし、総合的な見直しの一環で、検討対象とした。
- ③ 特定施設
特定施設とは、次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で、その種類は、政令で定められている。
ア カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(有害物質)を含むもの。
イ 科学的酸素要求量その他水の汚染状況を示す項目(生活環境項目)で、生活環境に係る被害を生じるおそれがある程度のものである。

(主な特定施設)

71施設が特定施設となっており、各種の工場等に設置されるものの他、下記の類も特定施設である。

- ・飲食店における設置される厨房施設(総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。)
- ・洗たく業の用に供する洗浄施設
- ・自動式車両洗浄施設
- ・**処理対象人員が501人以上のし尿処理浄化槽**

④ 指定地域特定施設

指定水域の水質にとって上記のア、イ程度の汚水又は廃液を排出する施設(政令で定める。)で指定地域に設置される次のもの。

「指定地域(天竜川流域、渥美半島太平洋側を除く県内全域)における処理対象人員が201人槽以上500人槽以下のし尿処理浄化槽」

⑤ 特定事業場の排水基準

ア 一律排水基準

環境省令で、全公共用水域を対象に全ての特定事業場に対し基準を課している。

有害物質の排水基準 → 全ての特定事業場に適用

生活環境項目の排水基準 → 日平均排水量50m³以上の特定事業場に適用

イ 都道府県が条例で定める排水基準

都道府県は、一律排水基準では、水域の実情からみて、水質汚濁防止法不十分と考えられる水域については、条例で、より厳しい排水基準を定めることができ、愛知県では県内全体を7水域に分け、特定事業場の新設・既設、業種の種類、排水量の規模の区分を行い、それぞれに一律排水基準より厳しい上乗せ排水基準を設けている。

※上乗せ排水基準例(既設の工場又は事業所のBOD濃度(日間平均))

一律基準 120mg/L

木曾川水系

砕石業等 20mg/L パルプ・紙又は紙加工品の製造業 120 mg/L

矢作川水系

⑥ 特定事業場に排出基準を遵守させるための措置規定

区分	内容	法などの規定条項
特定施設の設置または変更の事前届出	工場または事業場から公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとするときは、その特定施設の種類・構造・使用の方法、汚水等の処理の方法などの事項を記載した特定施設設置届を、また、その届出にかかわる事項のうち施設の構造等について変更しようとするときは、その旨を記載した特定施設変更届を、それぞれ都道府県知事に届け出なければならない。	法5条、7条 施行規則3条、5条
特定施設の設置計画の変更命令、廃止命令	都道府県知事は上記の届出について審査し、当該計画によっては排水水が排水基準に適合しないと認める場合には、計画の変更または廃止を命令することができる。	法8条
排出基準違反に対する罰則	排水水を排出する者は、特定事業場の排出口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。これに違反した者は、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。	法12条、31条
特定施設の構造等の改善命令、排水水の一時停止命令	都道府県知事は、排水水を排出する者が、特定事業場の排出口において排出基準に適合しない排水水を排出するおそれがあるとき認めるときは、期限を定めて、特定施設の構造・使用の方法、汚水等の処理の方法の改善を命じ、または特定施設の使用もしくは排水水の排出の一時停止を命ずることができる。	法13条
特定事業場に対する立入検査	都道府県知事は、法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設及び汚水等の処理施設並びにこれらの関連施設、特定施設において使用する原料並びに関係書類を検査させることができる。	法22条第1項 施行令8条第2項

⑦ 受入れを認める理由

前記のように、環境行政において、特定事業場が排出基準を遵守するための措置を講じている。

よって、道路排水施設の流量に余裕がありかつ道路排水施設の汚損、汚泥等の堆積、悪臭の発生するおそれがないければ、受入れはやむを得ないと考える。

⑧ 水質汚濁防止法に基づく届出の確認

水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水水を受入れる場合は、同法第5条の届出の受理書の写しを確認する。

(2) 埋設管への接続

扱いは浄化槽からの放流水の場合と同様とする。

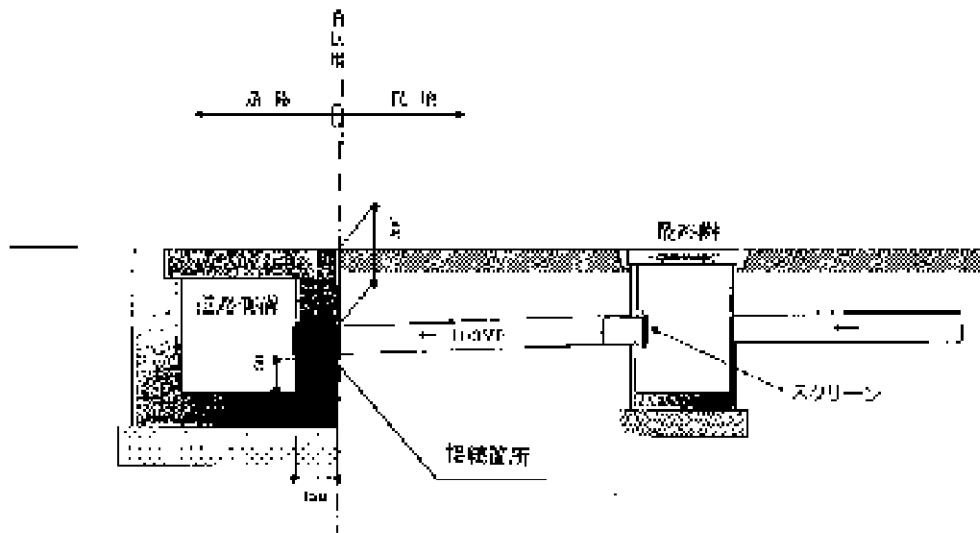
(3) 特定事業場に指定されていない工場、事業所等からの排水について

道路排水施設の汚損、汚泥等の堆積、悪臭の発生のおそれがある場合は、受け入れは認めるべきではない。

なお、水質汚濁防止法又は浄化槽法の適川がない施設については、環境行政は指導・監督の権限を有さない。よって、受入れにあたっては、道路管理者が上記のおそれの有無を把握する必要がある。

附 属 資 料

道路排水施設への接続の標準図



別紙 雨水浸透施設の設置

【浸透トレンチによる浸透対策】

浸透対策量(m ³ /s)	0.00100	図1の事例における対策
浸透対策量(m ³ /h)	3.60000	
①浸透能力(1m当たり)		
H高さ(m)	0.6	
W幅(m)	0.6	
比浸透量(m ³ /m)	3.33680	規定の計算式
土壌の飽和透水係数(cm/s)	0.005	標準値
基準浸透量(1m当たり)	0.60062	
影響係数(定数)	0.81	
単位設計浸透量(1m当たり)	0.48651	
②貯留効果(1m当たり)		
トレンチ管の直径(m)	0.2	
トレンチ管内体積(1m当たり)	0.03140	
トレンチ管の貯留効果(1m当たり)a	0.03140	トレンチ管の体積と同じ
砕石体積(1m当たり)	0.32860	H×W-トレンチ管体積
砕石の平均空隙率	0.4	
砕石の貯留効果 b	0.13144	
貯留効果	0.16284	a+b
1m当たりのトレンチの能力(①+②)	0.64935	
浸透トレンチの必要延長(m)	5.5	(小数2桁四捨五入)
(浸透対策量÷トレンチの能力(m))		

別紙

【透水性舗装による浸透対策】

浸透対策量(m ³ /s)	0.00100	図1の事例における対策
浸透対策量(m ³ /h)	3.60000	
①浸透能力(1m当たり)		
H高さ(m)	0.23	
比浸透量(m ² /m ²)	1.29022	規定の計算式
土壌の飽和透水係数(cm/s)	0.005	標準値
基準浸透量(1m ² 当たり)	0.23224	
影響係数(定数)	0.81	
単位設計浸透量(1m ² 当たり)	0.18811	
②貯留効果(1m ² 当たり)		
舗装体積(1m ² 当たり)	0.23000	
舗装材の平均空隙率	0.1	
舗装材の貯留効果b	0.02300	
1m ² 当たりのトレンチ能力(①+②)	0.21111	
透水性舗装の必要面積(m ²)	17.1	(小数2桁四捨五入)
(浸透対策量÷透水性舗装の能力(m ²))		

別紙

【浸透柵(正方形ます)による浸透対策】

浸透対策量(m ³ /s)	0.00100	図1の事例における対策
浸透対策量(m ³ /h)	3.60000	
①浸透能力(1個当たり)		
H 高さ(m)	0.8	
W 幅(m)	0.6	
比浸透量(m ³ /個)	7.63048	規定の計算式
土壌の飽和透水係数(cm/s)	0.005	標準値
基準浸透量(1個当たり)	1.37349	
影響係数(定数)	0.81	
単位設計浸透量(1個当たり)	1.11252	
②貯留効果(1個当たり)		
浸透柵本体の内径(m)	0.4	
浸透柵本体の高さ(m)	0.6	
浸透柵本体の体積(1個当たり)	0.07536	
浸透柵本体の貯留効果(1個当たり)a	0.07536	体積と同じ
砕石体積(1個当たり)	0.21264	H×W-浸透柵本体体積
砕石の平均空隙率	0.4	
砕石の貯留効果 b	0.08506	
貯留効果	0.16284	a+b
1個当たりの浸透柵の能力(①+②)	1.27294	
浸透柵の必要個数 (浸透対策量÷浸透柵の能力)	2.8	(小数2桁四捨五入)

(別紙) 道路排水施設における沿道敷地からの排水の受入れの取扱い

1 受入れの審査対象となる排水

- (1) 雨水
- (2) 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条に規定する浄化槽からの放流水
なお、浄化槽法第 4 条の規定に適合しない浄化槽及び単独処理浄化槽からの放流水は受入れの対象としない。
- (3) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 5 項に規定する排出水
- (4) 上記以外の排水で、道路排水施設の汚損、汚泥等の堆積及び悪臭の発生のおそれがないもの。

2 審査対象となるケース

- (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条に規定する道路管理者以外の者の行う工事（以下「承認工事」という。）又は同法第 32 条に規定する道路占用許可に基づく工事（以下「占川に関する工事」という。）により道路排水施設に排水管を接続して排水をおこなう場合
なお、敷地からの排水のうち雨水が自然放流であっても、汚水を排水管の接続により排水する場合は、雨水も含めた排水が審査対象となる。
- (2) 承認工事により道路の法面を路面高まで盛上し、当該造成地の排水先を道路排水施設（盛土工事に伴い設置された側溝を含む）とする場合。
- (3) 承認工事又は占川に関する工事が伴わない場合であっても、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 32 条第 1 項の規定等に基づき排水先の公共施設管理者の同意を求められた場合。

3 受入れの要件

次の各号のすべてに該当する場合に受入れを認めるものとする。

- (1) 県が管理する道路排水施設以外に放流先を確保することが困難であること。
 - ① 排水を排出する敷地が県管理の道路以外の公道又は水路等に接続していない場合
ただし、地形の高低差等の関係で県管理道路以外に排水が不可能な場合又は水路管理者の同意が困難な場合は除く。
 - ② 独自の排水路を設置することが、既存の流末水路まで相当の延長があり困難である場合
- (2) 道路排水施設の流下能力と流入量との関係で、当該道路排水施設の流量に余裕があると認められること。
- (3) 前項の確認の結果、一定規模の雨水浸透施設又は雨水貯留施設（以下「雨水浸透施設等」という。）の設置が必要とされた場合、当該施設の設置が履行されること。
- (4) 道路側溝又は歩道（歩道境界含む）に埋設されている道路排水管渠（内径 300mm 以上）における受入れであること
- (5) 排水は、道路排水施設の汚損、汚泥等の堆積及び悪臭の発生のおそれがないものであること。

(6) 排水の形態は道路排水施設に接続する排水管によるものであること。

ただし雨水については、土砂等の流出及び通行の支障のおそれがなくかつ事情やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

4 排水管の接続の事務手続

(1) 官民界側に設置されている道路側溝に排水管を接続する場合は、排水を排出する敷地等の所有者又は管理者（以下「排水を排出する者」という。）が道路法第24条の規定による承認工事の承認の中請を行う。

(2) 歩道（歩者道境界含む）に埋設されている排水管又は歩車道境界等に設置されている道路側溝に接続する排水管を施工する場合は、道路法第32条の規定による道路占用許可の申請を行う。

なお、排水管の占用主体は、市町村を原則とするが、市町村が占用主体とならない場合は、適正な維持・管理の履行を前提に市町村以外の者（排水を排出する者）による占用も認めるものとする。

5 排水を排出する者等の遵守事項

排水を排出する者及び排水管の占用主体となる市町村は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 構造等について

- ① 排水管により排水する場合、沿道敷地内に柵を設置して、土砂等が道路排水施設に流入しない措置を講ずること。
- ② 道路排水施設における受入れ可能な流入量を算定した結果、一定規模の雨水浸透施設等の設置が必要とされた場合、当該施設の設置を履行すること。
- ③ 道路占用許可の対象となる排水管の設置方法等については、道路占用許可基準（昭和53年4月5日53道維第145号土木部長通知）に準拠すること。
ただし、排水管は、車道を縦横断しないこと。

(2) 申請時等の添付書類について

承認工事の承認の中請又は道路占用許可の申請を行う場合又は排水について道路管理者に同意を求める場合には下記の書類を添付するものとする。

- ① 道路排水施設における受入れ可能な流入量等を算定した資料
- ② 雨水浸透施設等の設置が必要な場合は、当該施設に係る平面図、断面図及びその能力がわかる資料
- ③ 浄化槽からの放流水については、当該浄化槽の放流水の水質、日平均汚水量が確認できる資料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第1項の規定に基づく型式適合認定の関連書類等）及び当該浄化槽の流量調整機能の有無がわかる資料。
- ④ 水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水水については、同法第5条の届出の受理書の写し
- ⑤ 地元の区長又は町内会長の同意書（様式第1）
- ⑥ 用水路等が流末となっている場合は、その管理者の同意書（様式第2）
- ⑦ 排水を排出する者の誓約書（様式第3）

なお、必要に応じて誓約内容の追加等をおこなうこと。

⑧ その他知事が必要とする図書

(3) 完了届の提出

承認工事若しくは占川に関する工事又は排水について道路管理者の同意を必要とした工事が完了したときは、直ちに建設事務所に「完了届」を提出し、検査を受けること。

なお、雨水浸透施設等の設置においては、完了届に当該施設の工事行程ごとの写真を添付し、履行確認を受けること。

(4) 維持管理等

- ① 下水道施設（農業集落排水処理施設含む）が整備されたときは、速やかに当該施設に接続するとともに、排水管は撤去すること。
- ② 排水管の維持管理及び補修は、排水を排出する者（排水管の占用主体が市町村の場合は市町村）が責任をもって行うこと。
- ③ 排水を排出する者は、浄化槽法等を遵守するとともに、民地に設置した柵の堆積物の除去等の清掃を行うこと。
- ④ 道路排水施設からの逆流により民地内に被害が生じた場合、道路管理者に対し責を問わないこと。
- ⑤ 県が行う側溝工事等の道路工事の施工に際しては、積極的に協力すること。
- ⑥ 雨水浸透施設等の施設の機能が確保できるよう点検、清掃、補修を行うこと。
- ⑦ 第三者に土地、建物の所有権等を移転する場合は、上記の事項について第三者に承継すること。

6 受入れの中止

道路管理者は、排水を排出する者等が前項に掲げる事項を遵守しないことに起因して溢水等道路管理上支障が生じた場合は受入れを中止することがある。

7 市町村との連携

道路排水施設において沿道敷地からの排水を受入れることにより、当該道路排水施設が下水道施設の役割も兼ねることになる。

よって、道路排水施設の適正な維持管理のために道路管理者は市町村と積極的に連携するものとする。

8 受入れ可能な流入量の算定等について

道路排水施設における受入れ可能な流入量の算定方法のほか本文に定めのない事項については、「道路排水施設における沿道敷地からの排水の受入れ基準（平成18年3月15日）」に拠るものとする。

附則

- 1 この取扱いは平成18年4月1日から施行する。
なお昭和58年2月14日58道維第108号土木部長通知（平成2年6月29日2道維第223号一部改訂）は施行日をもって廃止する。
- 2 この取扱いは施行日以降に、沿道敷地からの排水の受入れに係る道路法第24条に基づく承認若しくは同法第32条に基づく許可又は同意をする場合に適用する。

様式第 1

同 意 書

年 月 日

愛知県知事 殿

区又は町内会長

印

貴殿が管理されている道路排水施設へ下記の申請者が

(雨水
合併処理浄化槽の処理水
水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水)

を放流することについては、同意します。

- 1 申請者
住 所
氏 名
- 2 申請場所
- 3 申請理由

様式第2

同 意 書

年 月 日

愛知県知事 殿

用排水施設等管理者
(県管理道路側溝直流末)

印

貴殿が管理されている道路排水施設へ下記の申請者が

雨水
合併処理浄化槽の処理水
水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水

を放流することについては、同意します。

- 1 申請者
住 所
氏 名
- 2 申請場所
- 3 申請理由

誓 約 書

年 月 日

愛知県知事 殿

住所

氏名

印

電話番号

私は、下表の場所において、雨水を道路排水施設へ放流するにあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 下水道が供用されたときは、速やかに下水道に接続します。
 なお、排水管による放流の場合、他の排水に支障がなければ、同時に当該排水管を撤去します。
- 2 本件工事で設置した排水管の維持管理及び補修は、私が責任をもって行います。
- 3 民地に設置した柵の堆積物の除去等の清掃を行います。
- 4 放流水に起因して道路排水施設の清掃等の必要性又は苦情が発生した場合は、私の責任において解決します。
- 5 道路排水施設からの逆流により民地内に被害が生じた場合、道路管理者に対し責を問いません。
- 6 県が行う側溝工事等の道路工事の施工に際しては、積極的に協力します。
- 7 雨水浸透施設の設置が必要な場合は、適切な施工を実施するとともに、完了後は、施設の機能が確保できるよう点検、清掃、補修を行います。
- 8 第三者に土地、建物の所有権等を移転する場合は、上記の事項について第三者に承継します。

(表)

路線名	
地先名	

(※道路管理者記載欄)

文書番号	
承認・許可年月日	年 月 日

様式第3-2

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">誓 約 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">愛知県知事 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>印</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">私は、下表の場所において、合併処理浄化槽を道路排水施設へ放流するにあたり、下記のことを誓約します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共下水道又は農業集落排水処理施設が供用されたときは、速やかに公共下水道等への接続に切り替えます。 なお、排水管による放流の場合、他の排水に支障がなければ、同時に当該排水管を撤去します。 2 木件工事で設置した排水管の維持管理及び補修は、私が責任をもって行います。 3 浄化槽法に定める保守点検、清掃、水質に関する検査を踏実に履行するとともに、民地に設置した柵の堆積物の除去等の清掃を行います。 4 放流水に起因して道路排水施設の清掃等の必要性又は苦情が発生した場合は、私の責任において解決します。 5 道路排水施設からの逆流により民地内に被害が生じた場合、道路管理者に対し責を問いません。 6 県が行う側溝工事等の道路工事の施工に際しては、積極的に協力します。 7 第三者に土地、建物の所有権等を移転する場合は、上記の事項について第三者に承継します。 <p style="margin: 10px 0;">(表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">路線名</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">地先名</td> <td></td> </tr> </table>		路線名		地先名	
路線名					
地先名					

(※道路管理者記載欄)

文書番号	
承認・許可年月日	年 月 日

誓 約 書

年 月 日

愛知県知事 殿

住所

氏名

印

電話番号

私は、下表の場所において、水質汚濁防止法に規定する特定事業場からの排水を道路排水施設へ放流するにあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 下水道が供用されたときは、速やかに当該施設への接続に切り替えます。
なお、不要となった排水管は撤去します。
- 2 本件工事で設置した排水管の維持管理及び補修は、私が責任をもって行います。
- 3 排水については、水質汚濁防止法及び水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例ほか関係法令等を遵守するとともに、民地に設置した柵の堆積物の除去等の清掃を行います。
- 4 放流水に起因して道路排水施設の清掃等の必要性又は苦情が発生した場合は、私の責任において解決します。
- 5 道路排水施設からの逆流により民地内に被害が生じた場合、道路管理者に対し責を問いません。
- 6 県が行う側溝工事等の道路工事の施工に際しては、積極的に協力します。
- 7 雨水浸透施設の設置が必要な場合は、適切な施工を実施するとともに、完了後は、施設の機能が確保できるよう点検、清掃、補修を行います。
- 8 第三者に上地、建物の所有権等を移転する場合は、上記の事項について第三者に承継します。

(表)

路線名	
地先名	

(※道路管理者記載欄)

文書番号	
承認・許可年月日	年 月 日

様式第1(第2条関係)

道路に関する工事の設計及び 実施計画承認申請書		
道路管理者 愛知県知事殿	平成 年 月 日 (郵便番号)	
	住所 氏名 (名称及び) 電話 代表者氏名 連絡先 氏名 電話	
下記のとおり、道路に関する工事の設計及び実施計画を承認してください。 記		
1	工事の場所	住所 路線名
2	工事の種別	
3	工事の概要	
4	工事の実施方法	
5	工事の期間	承認の日から 日間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
6	概算工事費	
7	工事を必要とする理由	
尾建築 一 号		
上記のとおり承認します。ただし、次の条件を守ってください。 平成 年 月 日 道路管理者 愛知県知事		
条 件	別紙のとおり	

備考 添付する図書

- (1)位置図(縮尺25000~1500分の1程度)
- (2)土地整理図の写し
- (3)平面図(縮尺100~500分の1程度で工事前、計画がそれぞれ判るもの)
- (4)道路横断図(縮尺100~200分の1程度で工事前、計画がそれぞれ判るもの)
- (5)自動車乗入口形状図
- (6)構造図(縮尺100分の1以上)
- (7)保安設備図
- (8)工事箇所の写真(前面及び側面から撮影したものに工事予定箇所を赤で表示)
- (9)その他添付の指示のあった図書類(契約書、同意書、確約書、道路植栽施設図、仕様書、工程表、他法令許可の写し等)

排水同意書

平成 年 月 日

愛知県知事 殿

市町村長

印

貴殿が管理されている道路排水施設において、沿道敷地からの排水を受入れることにより、当該道路排水施設が下水道施設の役割を兼ねるため、沿道敷地からの排水について同意し、別添図面の排水経路についての内空管理について、積極的に協力します。

様式第4

道路排水施設の管理に関する覚書

道路管理者愛知県（以下「甲」という。）と 市（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 道路排水施設が、下水道法（昭和33年法律第79条）第2条第1号に規定する下水を排除する機能を兼ねることを踏まえ、甲及び乙が管理範囲について定め、適正な維持・管理を行うものとする。

（対象施設）

第2条 この覚書の対象となる道路排水施設は、県道 線のうち、別図に示す区間とする。

（対象施設の管理）

第3条 道路側溝の内空管理は、乙が行う。

2 側溝の内空を除き、維持、修繕等全ての管理は、甲が行う。

（その他）

第4条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、覚書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 道路管理者 愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 市
市長